

各 位

会 社 名 株式会社イグニス  
 代表者名 代表取締役社長 銭 鋳  
 (コード：3689、東証マザーズ)  
 問合せ先 執行役員CFO 松本 智仁  
 (TEL . 03 - 6408 - 6820)

## (変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が、2021年3月5日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、一部変更すべき事項(当該変更は、以下「本変更」といいます。)が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、株式会社i3(以下「公開買付者」といいます。)より、当社の代表取締役社長であり、かつ、公開買付者の代表取締役を兼務している銭鋳氏の当社株式の所有割合が変更されること、また、公開買付者が当社株主と新たに応募合意書を締結することについて連絡を受け、生じたものです。

なお、変更箇所には下線を付しております。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

##### 【変更前】

(1) 名 称	株式会社i3		
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 銭 鋳		
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有すること		
(5) 資 本 金	100,000円		
(6) 設 立 年 月 日	2021年2月24日		
(7) 大株主及び持株比率	BCPE Wish Cayman, L.P.	50.00%	
	銭 鋳	25.00%	
	鈴木 貴明	25.00%	
(8) 当社と公開買付者の関係			
資 本 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の発行済株式の25.00%を所有している代表取締役である銭鋳氏(以下「銭氏」といいます。)は、当社株式 <u>2,616,600株</u> (所有割合(注2): <u>15.94%</u> )を所有しております。		
人 的 関 係	当社の代表取締役社長である銭氏は、公開買付者の代表取締役を兼務しております。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		

(注2)「所有割合」とは、( )当社が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」に記載された2020年12月31日現在の当社の発行済株式数(15,676,400株)に、( )当社が2020年12月21日付で提出した第11期有価証券報告書に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権(18,021個(目的となる株式数:1,598,700株))から、2020年12月1日以降2021年3月4日

までに行使され又は消滅した新株予約権(7,821個(目的となる株式数:813,100株)(第6回新株予約権189個(目的となる株式数:37,800株)第7回新株予約権121個(目的となる株式数:24,200株)及び第17回新株予約権7,511個(目的となる株式数:751,100株)))を除いた数の2021年3月4日現在の本新株予約権(10,200個(第4回新株予約権2,800個(目的となる株式数:5,600株)第12回新株予約権250個(目的となる株式数:50,000株)第13回新株予約権150個(目的となる株式数:30,000株)第15回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)及び第16回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)))の目的となる株式数(785,600株)を加算した数(16,462,000株)から、( )当社が2021年2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の当社が所有する自己株式数(43,351株)を控除した株式数(16,418,649株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じとします。

【変更後】

(1)	名 称	株式会社 i 3
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 銭 鋳
(4)	事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有すること
(5)	資 本 金	100,000円
(6)	設 立 年 月 日	2021年2月24日
(7)	大株主及び持株比率	BCPE Wish Cayman, L.P. 50.00% 銭 鋳 25.00% 鈴木 貴明 25.00%
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の発行済株式の25.00%を所有している代表取締役である銭鋳氏(以下「銭氏」といいます。)は、当社株式2,865,900株(注2、所有割合(注3):17.46%)を所有しております。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である銭氏は、公開買付者の代表取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注2) 公開買付者によれば、公開買付者が本公開買付けを開始した2021年3月8日時点で銭氏が当社の株主名簿上の名義人となっていた当社株式の数(2,616,600株、所有割合:15.94%)から、当該株式のうち質権者である大和証券株式会社(以下「大和証券」という。)が2021年3月23日付で当該質権を実行したことにより銭氏が所有しないこととなった当社株式の数(380,700株、所有割合:2.32%)を除き、2021年3月8日時点で当社の第3位株主であるエレメンツキャピタルリサーチ合同会社(以下「エレメンツキャピタル」といいます。)が当社の株主名簿上の名義人となっていたものの、2021年3月22日付でエレメンツキャピタルから銭氏への名義変更を完了した当社株式の数(630,000株、所有割合:3.84%)を加えた数であるとのこととします。以下同じとします。

(注3) 「所有割合」とは、( )当社が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」に記載された2020年12月31日現在の当社の発行済株式数(15,676,400株)に、( )当社が2020年12月21日付で提出した第11期有価証券報告書に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権(18,021個(目的となる株式数:1,598,700株))から、2020年12月1日以降2021年3月4日までに行使され又は消滅した新株予約権(7,821個(目的となる株式数:813,100株)(第6回新株予約権189個(目的となる株式数:37,800株)第7回新株予約権121個(目的となる株式数:24,200株)及び第17回新株予約権7,511個(目的となる株式数:751,100株)))を除いた数の

2021年3月4日現在の本新株予約権(10,200個(第4回新株予約権2,800個(目的となる株式数:5,600株)第12回新株予約権250個(目的となる株式数:50,000株)第13回新株予約権150個(目的となる株式数:30,000株)第15回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)及び第16回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)))の目的となる株式数(785,600株)を加算した数(16,462,000株)から、( )当社が2021年2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の当社が所有する自己株式数(43,351株)を控除した株式数(16,418,649株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じとします。

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

##### 本公開買付けの概要

##### 【変更前】

##### <前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の開設する市場であるマザーズ市場(以下「東京証券取引所マザーズ市場」といいます。)に上場している当社株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式、当社の銭氏が所有する当社株式の全て、鈴木氏が所有する当社株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第4位株主である株式会社QK(以下「QK」といいます。)が所有する当社株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第8位株主である株式会社SY(以下「SY」といいます。)が所有する当社株式の全て、銭氏の配偶者である山田理恵氏(以下「山田氏」といいます。)が所有する当社株式の全て、並びに銭氏の友人である柏谷泰行氏(第9位株主。以下「柏谷氏」といいます。)、上野山勝也氏(以下「上野山氏」といいます。)、佐藤裕介氏(以下「佐藤氏」といいます。))及び秋元伸介氏(以下「秋元氏」といいます。)、柏谷氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏を総称して、以下「友人不応募株主」といいます。)、銭氏、鈴木氏、QK、SY、山田氏及び友人不応募株主を総称して、以下「不応募合意株主」といいます。)がそれぞれ所有する当社株式の全てを除きます。)並びに本新株予約権(ただし、不応募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。)の全てを取得することにより、当社の株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施するとのことです。

##### <中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、銭氏(所有株式数:2,616,600株、所有割合:15.94%)及び鈴木氏(所有株式数:3,966,600株、所有本新株予約権数:100個(目的となる株式数:20,000株)所有割合:24.28%)との間で、2021年3月5日付で、基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する当社株式2,616,600株(所有割合:15.94%)全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する当社株式3,966,600株(所有割合:24.16%)及び本新株予約権(100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%))全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しているとのことです。加えて、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、QK(所有株式数:354,300株、所有割合:2.16%)、SY(所有株式数:212,600株、所有割合:1.29%)、柏谷氏(所有株式数:204,800株、所有割合:1.25%)、山田氏(所有株式数:192,200株、所有割合:1.17%)、上野山氏(所有株式数:36,000株、所有割合:0.22%)、佐藤氏(所有株式数:34,000株、所有割合:0.21%)及び秋元氏(所有株式数:14,400株、所有本新株予約権数:30個(目的となる株式数:6,000株)所有割合:0.12%)との間で、2021年3月5日付で、不応募合意書(以下「本不応募合意書」といいます。)をそれぞれ締結し、QKは、QKが所有する当社株式354,300株(所有割合:2.16%)全てを本公開買付けに応募しないことを、SYは、SYが所有する当社株式212,600株(所有割合:1.29%)全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する当社株式204,800株(所有割合:1.25%)全てを本公開買付けに応募しないこ

とを、山田氏は、山田氏が所有する当社株式 192,200 株（所有割合：1.17%）全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する当社株式 36,000 株（所有割合：0.22%）全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する当社株式 34,000 株（所有割合：0.21%）全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する当社株式 14,400 株（所有割合：0.09%）及び本新株予約権 30 個（目的となる株式数：6,000 株、所有割合：0.04%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しているとのことです。以上の不応募合意株主が本公開買付けに応募しない当社株式（合計 7,631,500 株、所有割合：46.48%）を以下「不応募合意株式」といいます。

< 中略 >

本基本合意書、本不応募合意書及び本応募合意書の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

< 中略 >

なお、下記「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）において本株式併合（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）の議案についてご承認を得た場合には、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、BCPE Wish Caymanが公開買付者の発行する種類株式（以下「本種類株式」といいます。）を引き受けることによりBCPE Wish Caymanから 300 億円を上限として出資を受けることを予定しており、この資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定とのことです。本種類株式は、本公開買付けが成立した後、決済の開始日前に発行される予定であり、本日現在発行されていないとのことです。議決権を有さず、普通株式を対価とする取得請求権が付される予定（注3）であり、BCPE Wish Caymanがその全てを引き受ける予定とのことです。BCPE Wish Caymanによれば、本取引完了前に当該取得請求権を行使することは予定していないとのことです。

< 中略 >

また、本公開買付けに関連して、銭氏及び鈴木氏は、それぞれ公開買付者との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書を締結しているとのことであり、銭氏及び公開買付者は、本基本合意書において、銭氏が、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、第3位株主であるエレメンツキャピタルリサーチ合同会社（以下「エレメンツキャピタル」といいます。）が質権者となっている当社株式（630,000株、所有割合3.84%）について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させるようエレメンツキャピタルと被担保債務の期限前弁済について協議・交渉することを合意しているとのことです（注4）。また、銭氏、鈴木氏及び公開買付者は、本基本合意書において、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、BCPE Wish Caymanをして、本吸収合併（以下において定義します。）の効力発生日の直前までにその所有する本種類株式全てについて公開買付者の普通株式を対価とする取得請求権を行使させること（以下「本種類株式転換」といいます。）並びに公開買付者が、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、当社との間で、公開買付者を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことについて合意しているとのことです。本吸収合併により、公開買付者及び当社を除くその時点における当社の株主である銭氏及び鈴木氏に対して公開買付者の普通株式が交付されることとなるため、本吸収合併後においても、公開買付者の株主は銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanとなる予定とのことです。本吸収合併は、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として行う予定であるため、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本スクイズアウト手続が完了しなかった場合、本吸収合併も行われない予定とのことです。

< 中略 >

(注3) 本吸収合併の効力発生前に本種類株式 若しくは のいずれか、又は両方について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合、本公開買付けへの応募が極端に少ない場合を除き、BCPE Wish Caymanは公開買付け者の議決権の99%以上を有することになるとのことです。

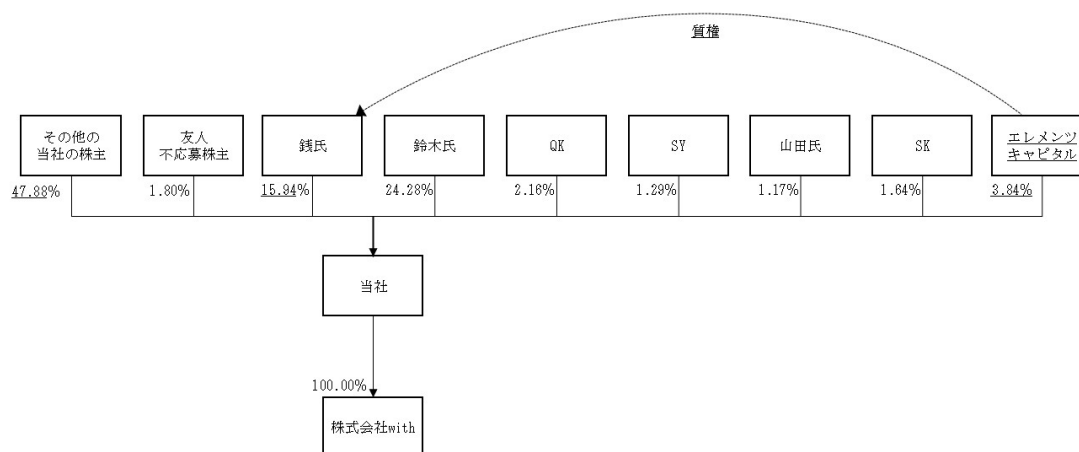
(注4) かかる質権の被担保債務の期限前弁済に必要な資金は、銭氏がその発行済株式の87.10%を所有する資産管理会社であるSKが本公開買付けに応募することにより得られるはずの当社株式の売却代金を利用する予定とのことです。かかる期限前弁済及び質権解除が行われた場合、エレメンツキャピタルが質権者となっている当社株式(630,000株、所有割合3.84%)についての議決権を銭氏が行使することができるようになる予定とのことです。

(注5) 本現物配当後の公開買付け者及び株式会社withのいずれについても、銭氏が普通株式の約19%、鈴木氏が普通株式の約24%、BCPE Wish Caymanが普通株式の約57%を所有することとなる予定とのことですが、本株式併合における併合の割合により上記割合が変更される可能性があるとのことです。

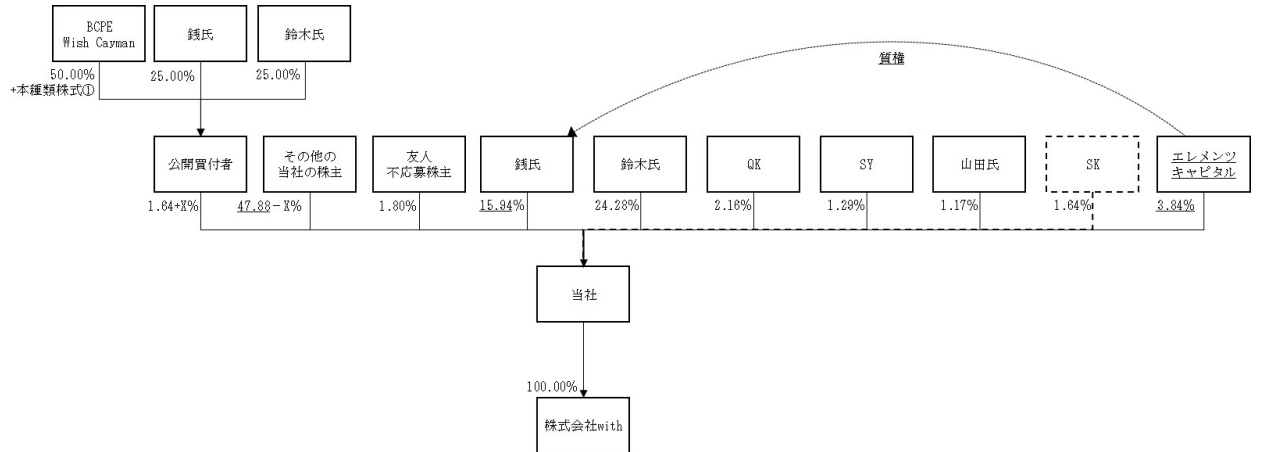
(注6) 株式会社withの会社概要は別紙1のとおりです。

公開買付け者によれば、現在想定されている一連の取引を図示すると、以下のとおりとなることとす。なお、本スクイズアウト手続後の【\_本追加出資後】以降の手続については現在の想定を記載しているとのこととす。

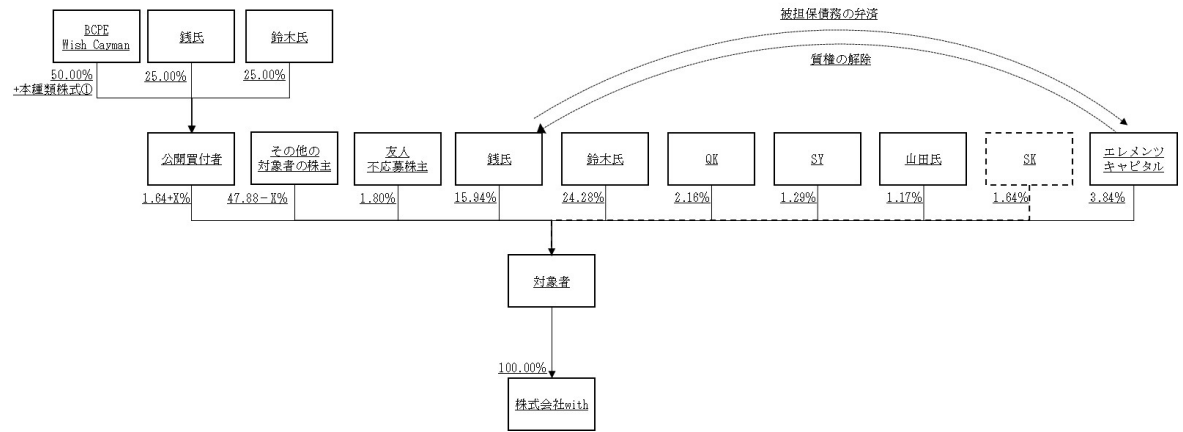
#### 【 現状】



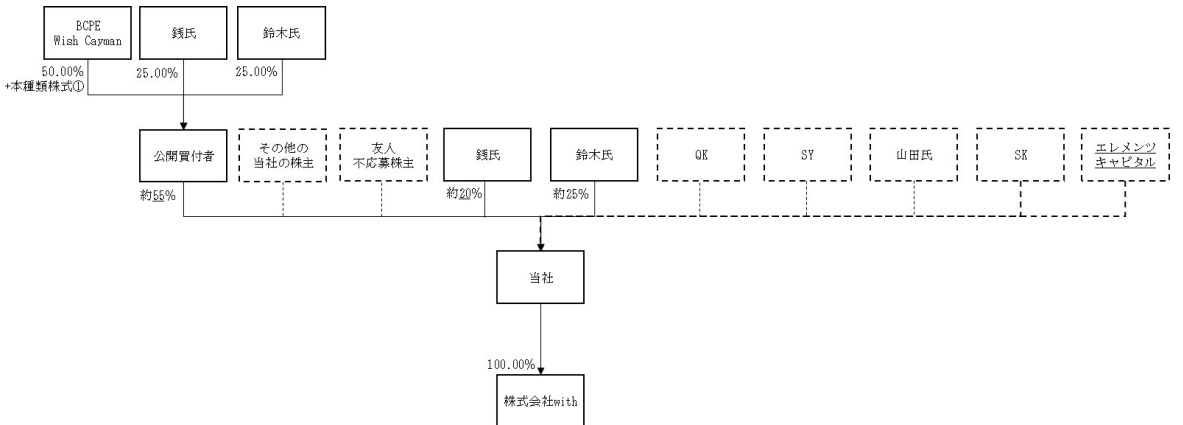
【 本公開買付け成立後】



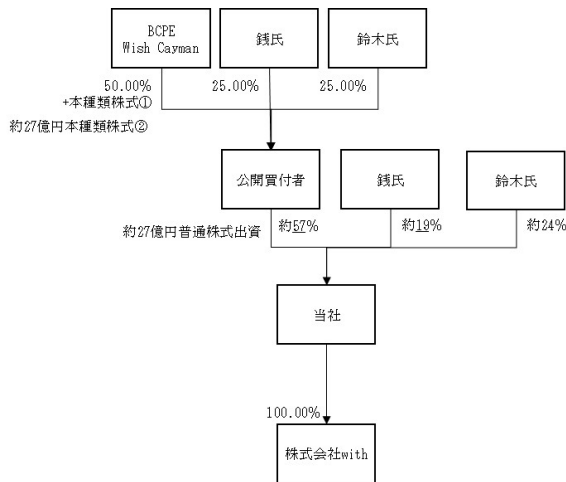
【 エレメンツキャピタル質権解除】



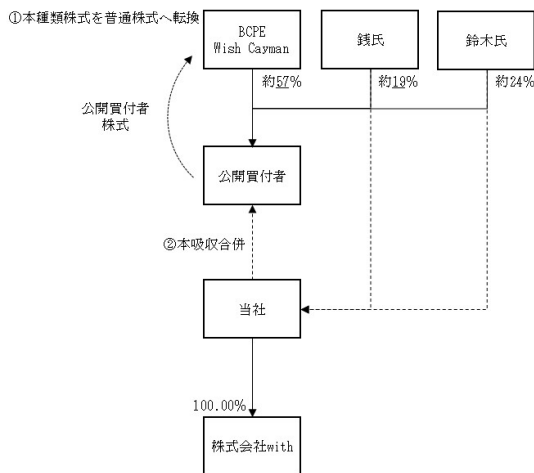
【\_本スクイーズアウト手続後】



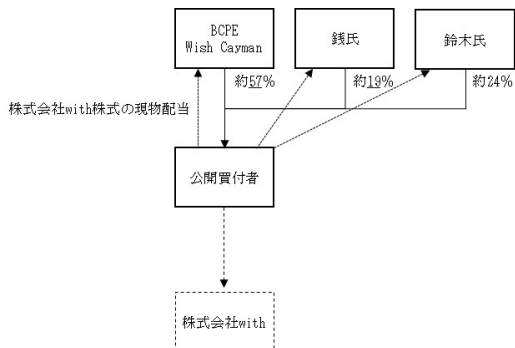
【\_\_本追加出資後】



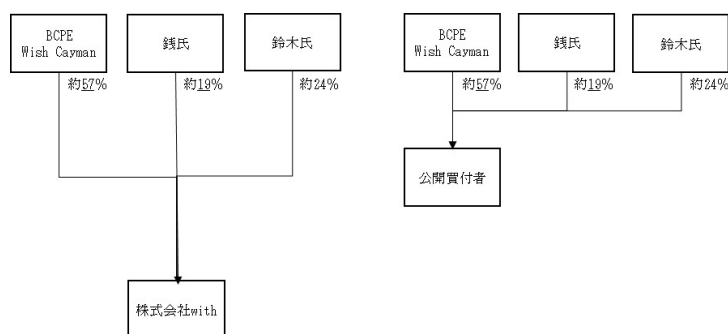
【\_\_本種類株式の転換及び本吸収合併後】



【\_\_本現物配当】



## 【\_本現物配当後】



## 【変更後】

### <前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるマザーズ市場（以下「東京証券取引所マザーズ市場」といいます。）に上場している当社株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式、当社の錢氏が所有する当社株式の全て、鈴木氏が所有する当社株式の全て、錢氏がその発行済株式の 51.00%を所有する資産管理会社かつ第 4 位株主である株式会社 Q K（以下「Q K」といいます。）が所有する当社株式の全て、錢氏がその発行済株式の 51.00%を所有する資産管理会社かつ第 8 位株主である株式会社 S Y（以下「S Y」といいます。）が所有する当社株式の全て、錢氏の配偶者である山田理恵氏（以下「山田氏」といいます。）が所有する当社株式の全て、並びに錢氏の友人である柏谷泰行氏（第 9 位株主。以下「柏谷氏」といいます。）、上野山勝也氏（以下「上野山氏」といいます。）、佐藤裕介氏（以下「佐藤氏」といいます。）及び秋元伸介氏（以下「秋元氏」といいます。）、柏谷氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏を総称して、以下「友人不応募株主」といいます。）、並びに錢氏の友人である田邊卓也氏（以下「田邊氏」といいます。）がそれぞれ所有する当社株式の全てを除きます。）並びに本新株予約権（ただし、不応募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。）の全てを取得することにより、当社の株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することとします。

### <中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、錢氏（所有株式数：2,865,900 株、所有割合：17.46%）及び鈴木氏（所有株式数：3,966,600 株、所有本新株予約権数：100 個（目的となる株式数：20,000 株）所有割合：24.28%）との間で、2021 年 3 月 5 日付で、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）をそれぞれ締結し、錢氏は、錢氏が所有する当社株式の全て（2,865,900 株、所有割合：17.46%）を本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する当社株式 3,966,600 株（所有割合：24.16%）及び本新株予約権（100 個（目的となる株式数：20,000 株、所有割合：0.12%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しているとのことです。加えて、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、Q K（所有株式数：354,300 株、所有割合：2.16%）S Y（所有株式数：212,600 株、所有割合：1.29%）柏谷氏（所有株式数：204,800 株、所有割合：1.25%）山田氏（所有株式数：192,200 株、所有割合：1.17%）上野山氏（所有株式数：36,000 株、所有割合：0.22%）佐藤氏（所有株式数：34,000 株、所有割合：0.21%）及び秋元氏（所有株式数：14,400 株、所有本新株予約権数：30 個（目的となる株式数：6,000 株）所有割合：0.12%）との間で、2021 年 3 月 5 日付で、不応募合意書（以下「本不応募合意書」といいます。）をそれぞれ締結し、Q Kは、Q Kが所有する当社株式 354,300 株（所有割合：2.16%）全てを本公開買付けに応募しないことを、S Yは、S Yが所有する当社株式 212,600 株（所有割合：1.29%）全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する当社株式 204,800 株（所有割合：1.25%）全てを本公開買付けに応募しないことを、山田氏



は、山田氏が所有する当社株式 192,200 株（所有割合：1.17%）全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する当社株式 36,000 株（所有割合：0.22%）全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する当社株式 34,000 株（所有割合：0.21%）全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する当社株式 14,400 株（所有割合：0.09%）及び本新株予約権 30 個（目的となる株式数：6,000 株、所有割合：0.04%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しているとのことです。また、公開買付者は、田邊氏（所有株式数：14,000 株、所有割合：0.09%）との間で、2021 年 3 月 30 日付で、不応募合意書（以下「本不応募合意書（田邊氏）」といたします。）を締結し、田邊氏は、田邊氏が所有する当社株式 14,000 株（所有割合：0.09%）全てを本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです。以上の不応募合意株主及び田邊氏が本公開買付けに応募しない当社株式（合計 7,894,800 株、所有割合：48.08%）を以下「不応募合意株式」といたします。

< 中略 >

本基本合意書、本不応募合意書、本不応募合意書（田邊氏）及び本応募合意書の詳細については、下記「4．公開買付者と当社の株主・取締役との間における本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

< 中略 >

なお、下記「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）において本株式併合（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）の議案についてご承認を得た場合には、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、BCPE Wish Caymanが公開買付者の発行する種類株式（以下「本種類株式」といたします。）を引き受けることによりBCPE Wish Caymanから300億円を上限として出資を受けることを予定しており、この資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定とのことです。本種類株式は、本公開買付けが成立した後、決済の開始日前に発行される予定であり、本日現在発行されていないとのことです。議決権を有さず、普通株式を対価とする取得請求権が付される予定（注4）であり、BCPE Wish Caymanがその全てを引き受ける予定とのことです。BCPE Wish Caymanによれば、本取引完了前に当該取得請求権を行使することは予定していないとのことです。

< 中略 >

また、本公開買付けに関連して、銭氏及び鈴木氏は、それぞれ公開買付者との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書を締結しているとのことであり、銭氏及び公開買付者は、本基本合意書において、銭氏が、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、第3位株主であるエレメンツキャピタルが質権者となっている当社株式（630,000株、所有割合3.84%）について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させるようエレメンツキャピタルと被担保債務の期限前弁済について協議・交渉することを合意していたとのことです。もっとも、銭氏が本公開買付け開始後にエレメンツキャピタルとの間で当該協議・交渉を開始したところ、当該株式の所有名義がエレメンツキャピタルになっていたのは、当事者間では質権の設定のみを行う想定であったものの申請・記録手続の誤りにより所有名義が移転していたものであり、さらに、当該質権の対象となる被担保債務は将来発生する債務を想定していたところ、当該被担保債務がまだ発生していないことが判明したため、エレメンツキャピタルは、2021年3月9日付で、エレメンツキャピタルが当社の株主名簿上の名義人となっている当社株式の全てにつき、株主名簿上の名義をエレメンツキャピタルから銭氏に変更することを合意し、同月22日付で、かかる名義の変更を完了したとのことです。また、銭氏、鈴木氏及び公開買付者は、本基本合意書において、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を

条件として、BCPE Wish Caymanをして、本吸収合併（以下において定義します。）の効力発生日の直前までにその所有する本種類株式全てについて公開買付者の普通株式を対価とする取得請求権を行使させること（以下「本種類株式転換」といいます。）並びに公開買付者が、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として、当社との間で、公開買付者を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことについて合意しているとのことです。本吸収合併により、公開買付者及び当社を除くその時点における当社の株主である銭氏及び鈴木氏に対して公開買付者の普通株式が交付されることになるため、本吸収合併後においても、公開買付者の株主は銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanとなる予定とのことです。本吸収合併は、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として行う予定であるため、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本スクイーズアウト手続が完了しなかった場合、本吸収合併も行われない予定とのことです。

< 中略 >

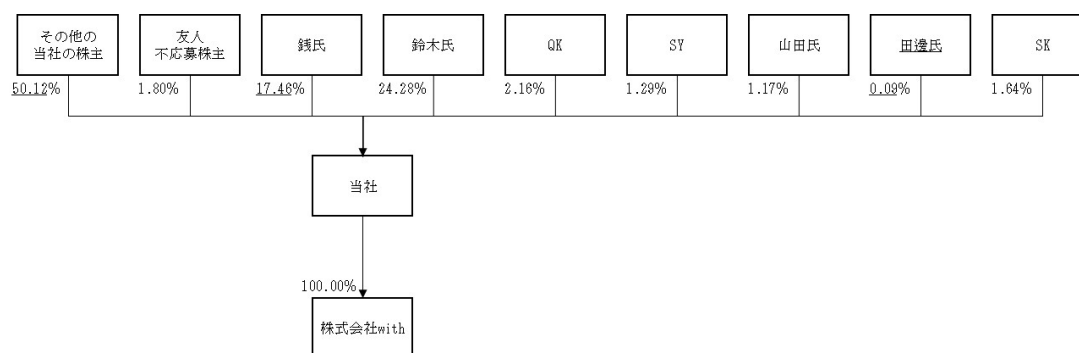
（注4）本吸収合併の効力発生前に本種類株式 若しくは のいずれか、又は両方について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合、本公開買付けへの応募が極端に少ない場合を除き、BCPE Wish Caymanは公開買付者の議決権の99%以上を有することになるとのことです。

（注5）本現物配当後の公開買付者及び株式会社withのいずれについても、銭氏が普通株式の約17%、鈴木氏が普通株式の約24%、BCPE Wish Caymanが普通株式の約59%を所有することとなる予定とのことです。本株式併合における併合の割合により上記割合が変更される可能性があるとのことです。

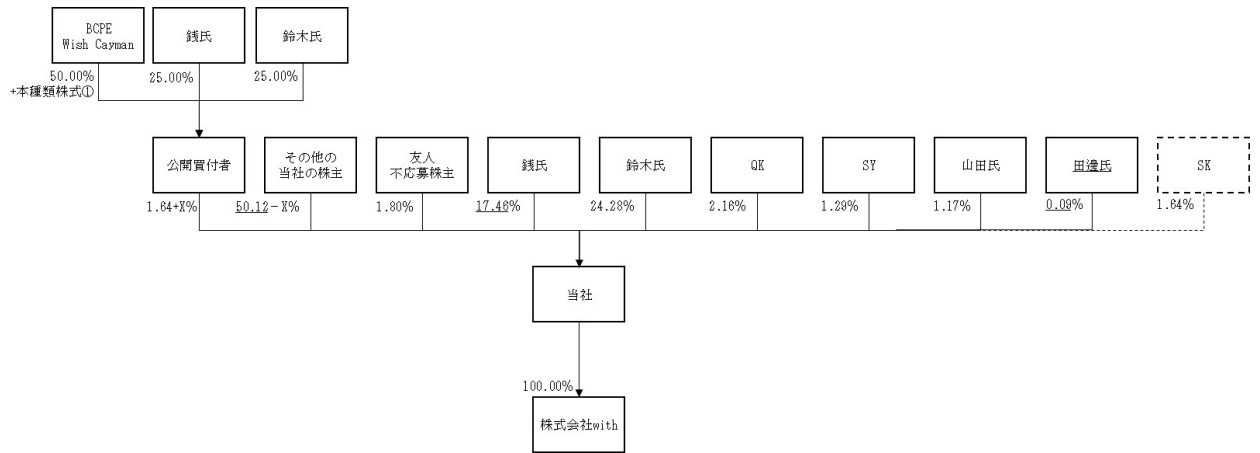
（注6）株式会社withの会社概要は別紙1のとおりです。

公開買付者によれば、現在想定されている一連の取引を図示すると、以下のとおりとなるとのことです。なお、本スクイーズアウト手続後の【\_本追加出資後】以降の手続については現在の想定を記載しているとのことです。

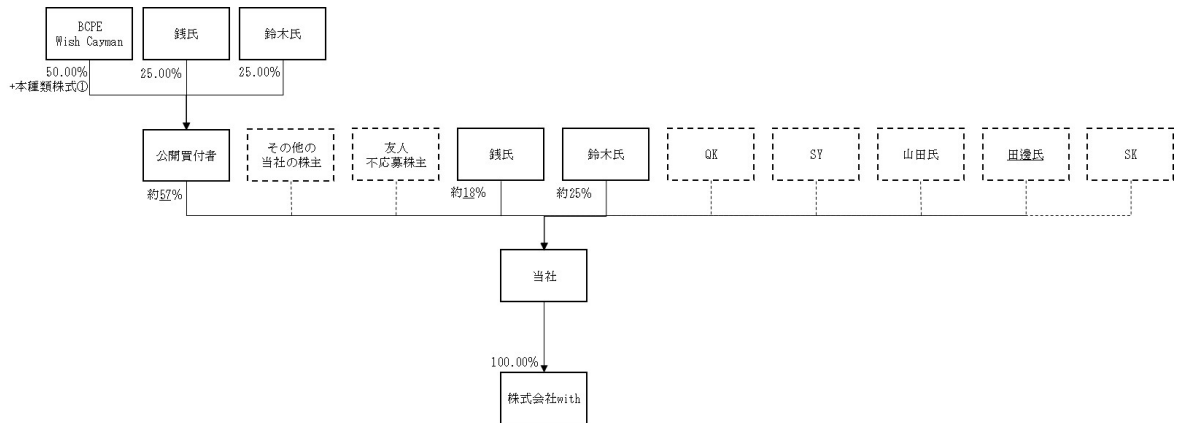
【 現状】



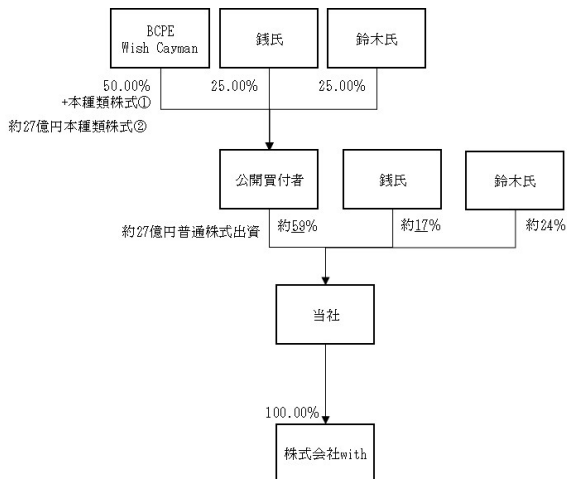
【 本公開買付け成立後】



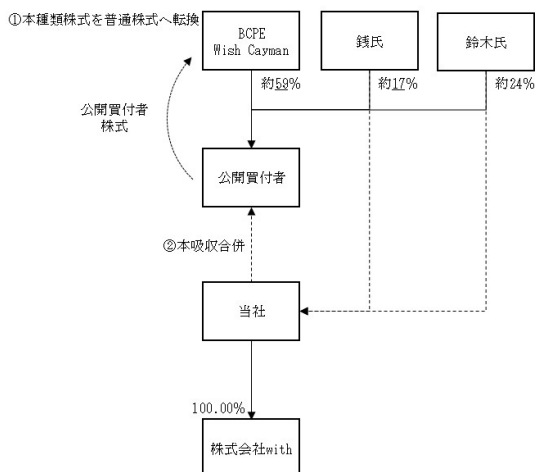
【\_本スクイーズアウト手続後】



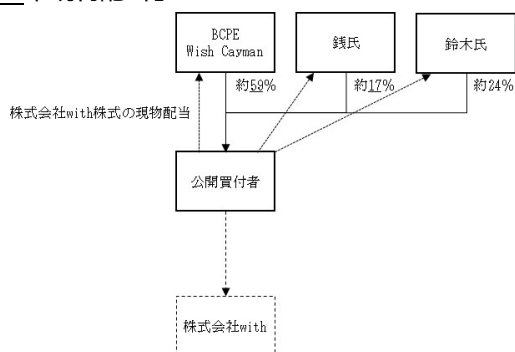
【\_本追加出資後】



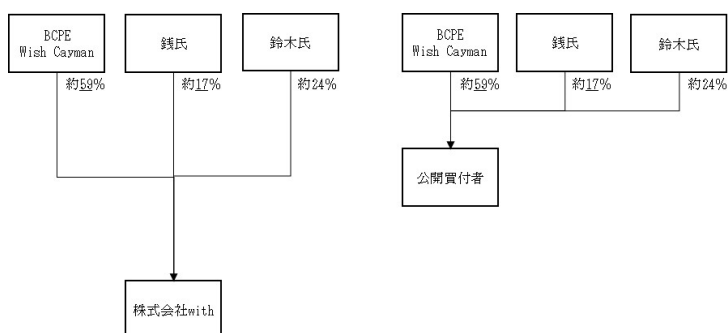
## 【\_\_本種類株式の転換及び本吸収合併後】



## 【\_\_本現物配当】



## 【\_\_本現物配当後】



### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

( ) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

#### 【変更前】

< 前略 >

また、公開買付者グループは、当社との協議と並行して、2021年1月中旬に友人不応募株主を除く不応募合意株主との協議を開始したとのことです。公開買付者グループは買付予定数の下限を設定しない意向を有していたため、本公開買付けの成立後に公開買付者及び友人不応募株主を除く不応募合意株

主の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回り、その結果、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、当社株式の上場が維持される場合もあり得ることを前提に、友人不応募株主を除く不応募合意株主に対して本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不応募及び本スクイズアウト手続への協力を求めたとのことです。友人不応募株主を除く不応募合意株主としては、2021年1月中旬に、本スクイズアウト手続が完了せず当社株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては当社株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不応募株主を除く不応募合意株主は、2021年3月5日付で本不応募合意書を締結したとのことです。また、公開買付者グループは、2021年3月初旬に友人不応募株主との協議を開始し、友人不応募株主を除く不応募合意株主と同様に、友人不応募株主に対しても、本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不応募及び本スクイズアウト手続への協力を求めたところ、友人不応募株主も本スクイズアウト手続が完了せず当社株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては当社株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不応募株主は、2021年3月5日付で本不応募合意書を締結したとのことです。本不応募合意書の概要については、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「(2) 本不応募合意書」をご参照ください。

#### 【変更後】

<前略>

また、公開買付者グループは、当社との協議と並行して、2021年1月中旬に友人不応募株主を除く不応募合意株主との協議を開始したとのことです。公開買付者グループは買付予定数の下限を設定しない意向を有していたため、本公開買付けの成立後に公開買付者及び友人不応募株主を除く不応募合意株主の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回り、その結果、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、当社株式の上場が維持される場合もあり得ることを前提に、友人不応募株主を除く不応募合意株主に対して本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不応募及び本スクイズアウト手続への協力を求めたとのことです。友人不応募株主を除く不応募合意株主としては、2021年1月中旬に、本スクイズアウト手続が完了せず当社株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては当社株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不応募株主を除く不応募合意株主は、2021年3月5日付で本不応募合意書を締結したとのことです。また、公開買付者グループは、2021年3月初旬に友人不応募株主との協議を開始し、友人不応募株主を除く不応募合意株主と同様に、友人不応募株主に対しても、本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不応募及び本スクイズアウト手続への協力を求めたところ、友人不応募株主も本スクイズアウト手続が完了せず当社株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては当社株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不応募株主は、2021年3月5日付で本不応募合意書を締結したとのことです。また、公開買付者グループは、2021年3月5日に、田邊氏との協議を開始し、不応募合意株主と同様に、田邊氏に対しても、本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不応募及び本スクイズアウト手続への協力を求めたところ、田邊氏も本スクイズアウト手続が完了せず当社株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては当社株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び田邊氏は、2021年3月30日付で本不応募合意書（田邊氏）を締結したとのことです。本不応募合意書及び本不応募合意書（田邊氏）の概要については、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「(2) 本不応募合意書」及び「(5) 本不応募合意書（田邊氏）」をご参照ください。

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

##### 【変更前】

<前略>

なお、不応募合意株主は本臨時株主総会において本株式会社併合等の各議案に賛成する予定とすることで、不応募合意株主が本公開買付けに応募しない当社株式（合計 7,631,500 株、所有割合：46.48%）に加え、公開買付者が本公開買付けにより 3,314,266 株（所有割合：20.19%）の株式を取得した場合、公開買付者と不応募合意株主が所有する株式を併せて、本株式会社併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式会社併合の実行が確実となりますが、当該株式数を下回る場合には、当社株式の上場が維持される可能性があります。もっとも、当社株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、上記のとおり、所有割合にして最大で約 20%にとどまると想定され、当該最大の所有割合となる場合であっても、公開買付者は、当社の第2位株主となるにすぎず、現実的には上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなることが想定されるため、本公開買付けによりベインキャピタルが当社の支配権を有するわけではないこと、また、そのような状況下においても、当社による経営施策の実行のため、可能な範囲でベインキャピタルが有する経営資源やネットワークを活用していくことを予定しているとのことであり、かかる支援をいただくことは、当社の企業価値の向上に資すると考えられていることから、本公開買付けを含む一連の本取引を実施することは、当社にとって総合的にメリットを有するものと考えております。したがって、本公開買付けにおいては買付予定数に下限が設定されない予定であるものの、当社にとってはメリットのある取引であると考えております。

<中略>

なお、本新株予約権については、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されていることから、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の本新株予約権買付価格は、当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格である3,000円を上回っているためにいずれも1円とされていることから、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

<後略>

##### 【変更後】

<前略>

なお、不応募合意株主及び田邊氏は本臨時株主総会において本株式会社併合等の各議案に賛成する予定とすることで、不応募合意株式（合計 7,894,800 株、所有割合：48.08%）に加え、公開買付者が本公開買付けにより 3,050,966 株（所有割合：18.58%）の株式を取得した場合、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏が所有する株式を併せて、本株式会社併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式会社併合の実行が確実となりますが、当該株式数を下回る場合には、当社株式の上場が維持される可能性があります。もっとも、当社株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、上記のとおり、所有割合にして最大で約 19%にとどまると想定され、当該最大の所有割合となる場合であっても、公開買付者は、当社の第2位株主となるにすぎず、現実的には上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなることが想定されるため、本公開買付けによりベインキャピタルが当社の支配権を有するわけではないこと、また、そのような状況下においても、当社による経営施策の実行のため、可能な範囲でベインキャ

ピタルが有する経営資源やネットワークを活用していくことを予定しているとのことであり、かかる支援をいただくことは、当社の企業価値の向上に資すると考えられていることから、本公開買付けを含む一連の本取引を実施することは、当社にとって総合的にメリットを有するものと考えております。したがって、本公開買付けにおいては買付予定数に下限が設定されない予定であるものの、当社にとってはメリットのある取引であると考えております。

< 中略 >

なお、本新株予約権については、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されていることから、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の本新株予約権買付価格は、当社株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格である3,000円を上回っているためにいずれも1円とされていることから、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

また、その後、2021年3月19日付で、公開買付者より、エレメンツキャピタルが質権者となっていた当社株式の名義変更により銭氏の所有割合が変更されること、及び、田邊氏が不応募合意書（田邊氏）を締結することについて、2021年3月24日付で、公開買付者より、大和証券による当社株式に設定された質権の実行により銭氏の所有割合が変更されることについて連絡を受けました。当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役合計6名のうち、銭氏及び鈴木氏を除く取締役4名（夏目公一朗氏並びに監査等委員である小武賢二氏、渡辺英治氏及び中澤歩氏。））の全員一致で、当該本取引のスキーム変更後においても、上記の本公開買付け及び応募に関する意見を維持することを決議いたしました。

< 後略 >

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (3) 算定に関する事項

当算定機関の名称並びに当社及び公開買付者等との関係

##### 【変更前】

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、公開買付者、不応募合意株主及び応募合意株主（以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。）から独立した第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2021年3月4日に本株式価値算定報告書を取得いたしました。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

< 後略 >

##### 【変更後】

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、公開買付者、不応募合意株主、田邊氏及び応募合意株主（以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。）から独立した第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2021年3月4日に本株式価値算定報告書を取得いたしました。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

< 後略 >

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

##### 【変更前】

##### <前略>

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合もあり得ます。その結果、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本株式併合が実行されなかった場合、当社株式の上場は当面の間維持される予定です。なお、公開買付者は、現時点において当社の株式を非公開化する意向を有しており、本臨時株主総会において本株式併合の議案が否決された場合であっても、公開買付者は、当社株式の追加取得を含め、何らかの形で当社の株式の非公開化を検討する可能性があるとのことですが、公開買付者が当社株式の追加取得を進めるか否かは、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場株価の動向、本臨時株主総会における本株式併合の議案への賛否の程度、改めて当社の賛同を得ることができるか等を勘案の上、検討していくこととなるものと考えているとのことであり、現時点において決定している事項はないとのことです。他方で、当社の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期第10回定時株主総会68.08%、2020年9月期第11回定時株主総会54.39%であり、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認を得る可能性があり、その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

##### 【変更後】

##### <前略>

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの成立後、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合もあり得ます。その結果、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本株式併合が実行されなかった場合、当社株式の上場は当面の間維持される予定です。なお、公開買付者は、現時点において当社の株式を非公開化する意向を有しており、本臨時株主総会において本株式併合の議案が否決された場合であっても、公開買付者は、当社株式の追加取得を含め、何らかの形で当社の株式の非公開化を検討する可能性があるとのことですが、公開買付者が当社株式の追加取得を進めるか否かは、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場株価の動向、本臨時株主総会における本株式併合の議案への賛否の程度、改めて当社の賛同を得ることができるか等を勘案の上、検討していくこととなるものと考えているとのことであり、現時点において決定している事項はないとのことです。他方で、当社の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期第10回定時株主総会68.08%、2020年9月期第11回定時株主総会54.39%であり、本公開買付けの成立後、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認を得る可能性があり、その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

##### 【変更前】



<前略>

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日の翌日（2021 年 4 月 27 日を予定）又はそれに近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。公開買付者は、本公開買付け後に公開買付者及び不応募合意株主が所有する当社の議決権が当社の総議決権の 3 分の 2 を下回る場合であっても、これらの要請を行うことを予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<中略>

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、当社の株主（公開買付者、当社及び不応募合意株主を除きます。）は、当社に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることができ旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（銭氏、鈴木氏及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する当社の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

<後略>

## 【変更後】

<前略>

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日の翌日（2021 年 4 月 27 日を予定）又はそれに近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。公開買付者は、本公開買付け後に公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏が所有する当社の議決権が当社の総議決権の 3 分の 2 を下回る場合であっても、これらの要請を行うことを予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<中略>

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、当社の株主（公開買付者、当社、不応募合意株主及び田邊氏を除きます。）は、当社に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることができ旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（銭氏、鈴木氏及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数とな

る予定ですので、本株式併合に反対する当社の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

<後略>

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における特別委員会の設置及び答申書の取得

##### 【変更前】

<前略>

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年3月5日、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

<後略>

##### 【変更後】

<前略>

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年3月5日、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。なお、本特別委員会は、2021年3月19日付で、公開買付者より、エレメンツキャピタルが質権者となっていた当社株式の名義変更により銭氏の所有割合が変更されること、及び、田邊氏が不応募合意書（田邊氏）を締結することについて、2021年3月24日付で、公開買付者より、大和証券による当社株式に設定された質権の実行により銭氏の所有割合が変更されることについて連絡を受けたことを踏まえても、答申の内容に変更はないことを確認しております。なお、以下の答申の理由に記載の「不応募合意株主が本公開買付けに応募しない当社株式」「不応募合意株主が所有する株式」とは、2021年3月5日時点で不応募合意株主が所有していた当社株式（合計7,631,500株、所有割合：46.48%）を意味します。

<後略>

### 4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

##### 【変更前】

#### (1) 本基本合意書

<前略>

公開買付者が、銭氏及び鈴木氏による当社のマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として、本公開買付けを開始した場合、(a)銭氏は、銭氏が所有する当社株式の全て(2,616,600株、所有割合：15.94%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(b)鈴木氏は、鈴木氏が所有する当社株式の全て(3,966,600株、所有割合：24.16%)及び鈴木氏が所有する本新株予約権の全て(100個(目的となる株式数：20,000株、所有割合：0.12%))を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと

銭氏は、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、エレメンツキャピタルが質権者となっている当社株式(630,000株、所有割合3.84%)について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させ、当社の株主名簿上、エレ

メンツキャピタルが所有者として記載又は記録されている当該株式の名義を銭氏に変更させるようエレメンツキャピタルと協議・交渉すること

<中略>

本吸収合併の完了を条件として、本現物配当を実行すること

<中略>

#### (4) 本株主間契約書

銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、2021年3月5日付で、本株主間契約書を締結し、本取引の完了後における当社グループの運営について合意しているとのことです。具体的には、本取引の完了後、当社及び株式会社withの取締役について、銭氏及び鈴木氏とBCPE Wish Caymanがそれぞれ同数を指名する(銭氏及び鈴木氏は、両者間で合意の上、共同でBCPE Wish Caymanと同数の取締役を指名するものとする)こと、公開買付者が、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、当社が発行する普通株式を引き受けること、銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanは、一定の例外的な場合を除き、自らの所有する公開買付者の株式を第三者に譲渡することができないことを合意しているとのことです。

#### 【変更後】

##### (1) 本基本合意書

<前略>

公開買付者が、銭氏及び鈴木氏による当社のマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として、本公開買付けを開始した場合、(a)銭氏は、銭氏が所有する当社株式の全て(2,865,900株、所有割合:17.46%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(b)鈴木氏は、鈴木氏が所有する当社株式の全て(3,966,600株、所有割合:24.16%)及び鈴木氏が所有する本新株予約権の全て(100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%))を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと

銭氏は、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、エレメンツキャピタルが質権者となっている当社株式(630,000株、所有割合3.84%)について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させ、当社の株主名簿上、エレメンツキャピタルが所有者として記載又は記録されている当該株式の名義を銭氏に変更させるようエレメンツキャピタルと協議・交渉すること(注9)

<中略>

本吸収合併の完了を条件として、本現物配当を実行すること

(注9) 銭氏が本公開買付け開始後にエレメンツキャピタルとの間で当該協議・交渉を開始したところ、当該株式の所有名義がエレメンツキャピタルになっていたのは、当事者間では質権の設定のみを行う想定であったものの申請・記録手続の誤りにより所有名義が移転していたものであり、さらに、当該質権の対象となる被担保債務は将来発生する債務をを想定していたところ、当該被担保債務がまだ発生していないことが判明したため、エレメンツキャピタルは、2021年3月9日付で、エレメンツキャピタルが当社の株主名簿上の名義人となっている当社株式の全てにつき、株主名簿上の名義をエレメンツキャピタルから銭氏に変更することを合意し、同月22日付で、かかる名義の変更を完了したとのことです。

<中略>

#### (4) 本株主間契約書

銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、2021年3月5日付で、本株主間契約書を締結し、本取引の完了後における当社グループの運営について合意しているとのことです。具

体的には、本取引の完了後、当社及び株式会社withの取締役について、銭氏及び鈴木氏とBCPE Wish Caymanがそれぞれ同数を指名する（銭氏及び鈴木氏は、両者間で合意の上、共同でBCPE Wish Caymanと同数の取締役を指名するものとする）こと、公開買付者が、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、当社が発行する普通株式を引き受けること、銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanは、一定の例外的な場合を除き、自らの所有する公開買付者の株式を第三者に譲渡することができないことを合意しているとのことです。

(5) 本不応募合意書（田邊氏）

公開買付者は、田邊氏との間で、2021年3月30日付で、本不応募合意書（田邊氏）を締結し、以下の点について合意しているとのことです。

田邊氏は、田邊氏が所有する当社株式の全て（14,000株、所有割合：0.09%）を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。）をしないこと

公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除く。）の全てを取得できなかった場合、本公開買付けの成立を条件として、本スクイズアウト手続の円滑な遂行に必要な事項につき誠実に協力すること（当社の株主として、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての当社株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関連する議案を含む全ての議案に賛成することを含む。）

以 上